

(施行期日)	第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第二八号)抄	附 則 (平成一七年三月三一日政令第一〇五号)抄
1 この政令は、平成十六年一月二十日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	2 この政令は、平成十六年一月二十一日から施行する。なお従前の例による。	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三一号)抄	附 則 (平成一七年七月二一日政令第二五八号)抄
第一条 この政令は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の情報に基づく同意の手続に関するロツテルダム条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、別表第二の三五の項の改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。この政令は、平成十八年三月一日から施行する。なお従前の例による。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項第四号の改正規定（又は別表第四に掲げる地域を仕向地とする貨物）を削る部分及び「を輸出し」を「を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出し」に改める部分に限る）、同令別表第四の改正規定及び同令別表第七の改正規定は、平成十九年一月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三五号)抄	附 則 (平成一八年一二月二〇日政令第二三八七号)抄
第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百三十一号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、附則第九条の規定は公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年三月三一日政令第一〇七号)抄	附 則 (平成一八年七月二六日政令第二五〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定（同令第二章中第五条の十の次に二条を加える改正規定、同令第六条の二第二号及び第七条の六の改正規定並びに同令第三章中同条を同令第七条の八とし、同令第七条の五の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条の規定は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月九日）から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年五月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年四月二八日政令第一七四号)抄	附 則 (平成一八年五月二十四日政令第二二〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一月一〇日政令第二三五二号)抄	附 則 (平成一八年八月二日政令第二七号)抄
1 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年六月二三日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年九月二一日政令第二〇四号)抄	附 則 (平成二一年四月九日政令第二三〇四号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年五月一八日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)抄	附 則 (平成二一年六月一六日政令第一六〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年六月十八日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)抄	附 則 (平成二一年七月一五日政令第一八二号)抄
第一条 この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二三年二月二六日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)抄	附 則 (平成二一年八月一四日政令第二四一六号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年九月二一日政令第二〇四号)抄	附 則 (平成二四年四月六日政令第二六号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定は、同年二月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

- この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二九日政令第一二五号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月五日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和四年三月三一日政令第一三五号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中關稅法施行令第八十七条の改正規定を除く。）、第四条の規定及び第七条の規定（同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項の改正規定、同令別表第四号の改正規定、同表第四号の二の改正規定、同表第七十九号の二の改正規定及び同表第八九号の四の改正規定を除く。）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附 則（令和四年五月一三日政令第一九一号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年五月二十日から施行する。
附 則（令和四年六月一〇日政令第二二三号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年六月十七日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和四年九月三〇日政令第三一八号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年十月七日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年一月二七日政令第一七号）

別表第一（第一条、第四条関係）	域地	貨物
(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲全部(発光又は発煙のために用いるものを含む)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品		
(二) 爆發物(銃砲弾を除く)若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品		
(三) 火薬類(爆發物を除く)又は軍用燃料		
(四) 火薬又は爆薬の安定剤		
(五) 指向性エネルギー兵器又はその部品		
(六) 運動エネルギー兵器(銃砲を除く)若しくはその発射体又はこれらの部品		
(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品		
(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品		
(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品		
(十) 防潜網若しくは魚雷防護網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん		
(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品		
(十二) 軍用探照灯又はその制御装置		
(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品		
(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株		
(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品		
(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品		

<p>(十七) 軍用人工衛星又はその部分品</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二) 核燃料物質又は核原料物質</p> <p>(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置</p> <p>(三) 重水素又は重水素化合物</p> <p>(四) 人造黒鉛 (四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置</p>
<p>(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置</p>
<p>(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (三十一) に掲げるもののを除く。)</p>
<p>(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品</p>
<p>(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属</p>
<p>(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置</p>
<p>(十一) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しうう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p>
<p>(十二) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品 (四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>
<p>1 数値制御を行うことができる工作機械</p>

置若しくはこれらの部分品	造用の装置若しくは工具若しくは試験装
(三) 推進装置であつて次に掲げるもの	ケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
イニシング若しくは断熱材若しくは多段ロ	ケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
1 ロケット推進装置	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
2 ターボジェットエンジン、ターボフ	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
アンエンジン、ラムジェットエンジン、	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
スクラムジェットエンジン、パルスジェ	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
ットエンジン、デトネーションエンジン、	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
複合サイクルエンジン又はターボプロッ	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
ブエンジン	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(四) しごきスピニング加工機又はその	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
部分品	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(五) 推進薬の制御装置に用いられる貨	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
物であつて、次に掲げるもの	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
1 サーボ弁	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
2 ポンプ	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
3 ガスタービン	はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(五)(二) (五) 2に掲げる貨物に使用す	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
ることができる軸受	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(六) 推進薬又はその原料となる物質	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(七) (六) に掲げる貨物の製造用の装置	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
若しくは工具若しくは試験装置又はこれ	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
らの部分品	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(八) 連続式若しくはバッチ式の混合機	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(液体用のものを除く。) 又はその部分品	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(九) ジェットミル若しくは粉末状の金	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
属の製造用の装置又はこれらの部分品	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十) 複合材料、繊維、プリプレグ若し	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
くはブリフォームの製造用の装置又はそ	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
の部分品若しくは附属品	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十一) ノズルであつて、原料ガスの熱	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
分解により生成する物質を基材に定着さ	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
せるためのもの	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十二) ロケット推進装置のノズル若し	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
くは再突入機の先端部の製造用の装置又	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
はその制御装置	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十三) アイススタチックプレス又はそ	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
の制御装置	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
材料の炭素の密度を増加させるために設	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
計した炉又はその制御装置	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
(十五) ロケット又は無人航空機に使用	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
することができる構造材料であつて、次	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品
に掲げるもの	るがこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

複合材料又はその成型品	人造黒鉛
タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉	ナイト・フェライト系ステンレス鋼
(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品	マルエーリング鋼
加速度計	チタンにより安定化されたオーステンイト・フェライト系ステンレス鋼
ジャイロスコープ	(十七) ロケット用若しくは無人航空機の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置
航法装置	(十八) アビオニクス装置又はその部分品
磁気方位センサー	(十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
1 又は 2 に掲げる貨物を用いた装置	(二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
4 航法装置	(二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
5 磁気方位センサー	(二十二) ロケット搭載用の電子計算機
(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	(二十四) 振動試験装置若しくはその部品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置
二十四の二 ロケット設計用の電子計算機	(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放

五	射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの一試験装置
(二十六)	ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレーダーーム
(一)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
(二)	ふつ素化合物の製品であつて、航機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体に使用するよう設計したものの工具
(二)	削除
(三)	芳香族ポリイミドの製品
(四)	チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具
(五)	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれららの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二)の項の中欄に掲げるものを除く。
(六)	金属性磁性材料
(七)	ウランチタン合金又はタングステン合金(二)の項の中欄に掲げるものを除く。
(八)	超電導材料
(九)	削除
(十)	潤滑剤として使用することができるとする材料であつて、フェニレンエーテル、フェニレンオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれららの混合物を主成分とするもの
(十一)	振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの
(十二)	冷媒用の液体であつて、ペーフルオロボリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、ペーフルオロアリファテイツクエーテルのモノマー、ペーフルオロアルキルアミン、ペーフルオロシクロアルカン又はペーフルオロアルカンを主成分とするもの
(十三)	セラミック粉末したセラミック粉末

<p>(十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニアム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの</p> <p>(十五) ポリジオルガノンラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン</p> <p>(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン</p> <p>(十七) ふつ化ボリイミド又はふつ化ホスフアゼン</p> <p>(十八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したブリプレグ、ブリフォーム若しくは成型品又はこれららの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(一、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸ガアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二十) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二十一) 数値制御を行うことができる工作機械</p> <p>(二十二) 齧車製造用の工作機械</p> <p>(二十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(二十五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品</p> <p>(二十六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものと含む。)であつて、次に掲げるもの又はその部分品</p> <p>1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの</p> <p>2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの</p>	<p>六</p> <p>域地</p>
--	--------------------

3 表面粗さを測定することができるもの	(七) ロボットであつて、次に掲げるものの又はその部分品若しくは制御装置	1 防爆構造のもの	2 放射線による影響を防止するように設計したもの	3 高い高度で使用することができるよう設計したもの
(八) フィードバック装置、複合回転ドーム又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(九) 紗リスピニング加工機	(十) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品	(十一) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル	(十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る)
(十一) デジタル方式の記録装置	(十二) デジタル方式の記録装置	(十三) 周波数分析器	(十四) ネットワークアナライザ	(十五) 原子周波数標準器

域地全	(十七) マスクの製造に用いられる基材	(十八) 半導体基板	(十九) レジスト	(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物
(二十一) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板(二十二) 燐、砒素又はアンチモンの水素化物	(二十二) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物	(二十三) 多結晶の基板(二十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置	(二十五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品	(二十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(二十七) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(二十八) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(二十九) レジスト	(二十八) レジスト	(二十九) レジスト	(三十) 削除	(三十) 削除
(三十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品	(三十) 削除	(三十) 削除	(三十一) 重力計の製造用の装置又は校正装置	(三十一) 重力計の製造用の装置又は校正装置
(三十二) (七)、(八) 若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	(三十二) (七)、(八) 若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	(三十二) (七)、(八) 若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	(三十三) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置	(三十三) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置

域地全	(三十四) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品	(三十五) 重力計又は重力勾配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(三十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	(三十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	(三十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(三十七) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(一〇)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(三十七) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(一〇)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(三十七) マスクの製造に用いられる基材
(三十八) レジスト	(三十八) レジスト	(三十八) レジスト
(三十九) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物	(三十九) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物	(三十九) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物

域地全	(四十) 重力計又は重力勾配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(四十一) レーダー又はその部分品(四及び二五の項の中欄に掲げるものを除く。)	(四十一) レーダー又はその部分品(四及び二五の項の中欄に掲げるものを除く。)
(四十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)	(四十二) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)
(四十三) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置	(四十三) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置
(四十四) 重力計の製造用の装置又は校正装置	(四十四) 重力計の製造用の装置又は校正装置
域地全	(四十五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品
(四十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	(四十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
(四十七) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(一〇)の項の中欄に掲げるものを除く。)	(四十七) マスク若しくはレチクル又はこの部分品若しくは附属品(一〇)の項の中欄に掲げるものを除く。)
(四十八) レジスト	(四十八) レジスト
(四十九) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物	(四十九) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物
(五十) ジヤイロスコープ又はその部分品	(五十) ジヤイロスコープ又はその部分品
(五十一) 慣性航法装置その他の慣性力を利	(五十一) 慣性航法装置その他の慣性力を利
(五十二) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品	(五十二) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品
(五十三) 電子計算機若しくはその附属装置又はこの部分品(二十三) 多結晶の基板(二十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置	(五十三) 電子計算機若しくはその附属装置又はこの部分品(二十三) 多結晶の基板(二十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器の装置
(五十四) 電子式交換装置	(五十四) 電子式交換装置
(五十五) 通信用の光ファイバー	(五十五) 通信用の光ファイバー
(五十六) 削除	(五十六) 削除
(五十七) フェーズドアレーアンテナ	(五十七) フェーズドアレーアンテナ
(五十八) 電子式の力メータ又はその部分品	(五十八) 電子式の力メータ又はその部分品
(五十九) パルス出力の切換えを行うセル	(五十九) パルス出力の切換えを行うセル
(六十) サイリスター、デバイス又はサイリスター、モジュール	(六十) サイリスター、デバイス又はサイリスター、モジュール
(六十一) 電力の制御又は電気信号の整流を行なう半導体素子又は半導体モジュール	(六十一) 電力の制御又は電気信号の整流を行なう半導体素子又は半導体モジュール
(六十二) ハンブリングオシロスコープ	(六十二) ハンブリングオシロスコープ
(六十三) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(六十三) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(六十四) ネットワークアナライザ	(六十四) ネットワークアナライザ
(六十五) 原子周波数標準器	(六十五) 原子周波数標準器

<p>(七) 回流水槽</p> <p>(八) 浮力材</p> <p>(九) 開鎖回路式又は半開鎖回路式の自給式潜水用具</p> <p>(十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p>	<p>一 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げる全ものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（二）ガスター・ビンエンジン又はその部分品</p> <p>（二）人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体又はその部分品</p> <p>（二）人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの</p> <p>（三）ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>（四）無人航空機又はその部分品若しくは附属装置</p> <p>（五）（二）から（四）まで若しくは一五の項（十）に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品</p> <p>（一）粉末状の金属燃料（アルミニウム全の粉を含み、四の項の中欄に掲げるもの地を除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（二）火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>（三）非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（四）削除</p> <p>（五）自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（六）航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品</p> <p>（七）ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（二、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>
---	---

五 地 全	一 布 置 業 省 令 の た め の 装 置 若 し く は そ の 部 分 品 で あ つ て 、 經 濟 產 業 省 令 で 定 め る 仕 様 の も の （ 一 五 の 項 の 中 欄 に 掲 げ る も の を 除 く 。）
（九） 削除 護身用のものを除く。又はこれらの散 布、防護、探知若しくは識別のための設 置若しくはその部分品であつて、經濟產 業省令で定める仕様のもの	（八） 削除 （九） 催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人 のための装置又はその部分品若しくは附 属品であつて、經濟產業省令で定める仕 様のもの（一五の項の中欄に掲げるもの を除く。）
（十） 簡易爆発装置の除去その他の処理 のための装置又はその部分品若しくは附 属品であつて、經濟產業省令で定める仕 様のもの（一五の項の中欄に掲げるもの を除く。）	（十一） 爆発物を自動的に探し、又は 識別するように設計した電子式の装置で あつて、經濟產業省令で定める仕様のもの を除く。）
（十一） 爆発物を自動的に探し、又は 識別するように設計した電子式の装置で あつて、經濟產業省令で定める仕様のもの を除く。）	（十二） 爆発物を自動的に探し、又は 識別するように設計した電子式の装置で あつて、經濟產業省令で定める仕様のもの を除く。）
（十二） 無機纖維又は五の項（十六）に掲 げる貨物を用いた纖維を使用した成型品 （二） 電波若しくは赤外線の吸収材又は 導電性高分子（四の項の中欄に掲げるも のを除く。）	（十三） 核熱源物質（二の項の中欄に掲げ るもの）
（十三） 核熱源物質（二の項の中欄に掲げ るもの）	（十四） チャネルの数が一、〇〇〇を超 えるデジタル制御方式の伝送通信装置又は その部分品若しくは附属品
（十四） チャネルの数が一、〇〇〇を超 えるデジタル制御方式の伝送通信装置又は その部分品若しくは附属品	（十四） 簡易爆発装置を事前に爆発させ、若 しくはその爆発を防止するよう に設計した無線送信装置又はその附属装置 (五) 音波を利用した水中探知装置又は その部分品
（十五） 宇宙用に設計した光検出器 （六） 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒 以下のレーダー又はその部分品	（十五） 宇宙用に設計した光検出器 （七） 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒 以下のレーダー又はその部分品
（七） 送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒 以下のレーダー又はその部分品	（八） 潜水艇であつて、単独で航行でき るもの（一の項の中欄に掲げるものを除 く。）
（八） 潜水艇であつて、単独で航行でき るもの（一の項の中欄に掲げるものを除 く。）	（九） 排水量が一、〇〇〇トン以上の船 舶に使用することができる防音装置（一 の項の中欄に掲げるものを除く。）
（九） 排水量が一、〇〇〇トン以上の船 舶に使用することができる防音装置（一 の項の中欄に掲げるものを除く。）	（十） ラムジェットエンジン、スクラム ジェットエンジン若しくは複合サイクル エンジン又はこれらの部分品（四の項の 中欄に掲げるものを除く。）

八一	九一	〇二	一	二	三	四二	五二
削除	安全な血液製剤の安定供給の確保等に全 関する法律(昭和三十一年法律第六百六 十号)第二条第一項に規定する血液製 剤であつて、経済産業大臣が告示で定 めるもの	核原料物質及び核燃料物質(使用済燃 料(核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律(昭和三十二年 法律第六十六号)第二条第十項に規 定する使用済燃料をいう。以下同じ。) を含む。(以下同じ。)	地	域全	域全	地	域全
削除	次に掲げる物に係る廃棄物として経済 産業大臣が告示で定めるもの	地	地	地	地	地	地
削除	(一) 核原料物質又は核燃料物質によ つて汚染された物 (二) 使用済燃料から分離された物及 びこれによつて汚染された物及 (三) 放射線を放出する同位元素及び その化合物並びにこれらの含有物(機 器に装備されているこれらのものを含 む)並びにこれらによつて汚染された 物(一)及び(二)に掲げるものを除 く。)	域全	域全	域全	域全	域全	域全
削除	放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第六十七号)第二 条第二項に規定する放射性同位元素で あつて、経済産業大臣が告示で定める もの	地	地	地	地	地	地
削除	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八 年法律第十四号)第二条第七号に規定 する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又 は向精神薬の原材料となる化学物質と して経済産業省令で定めるもの	全	全	全	全	全	全
削除	船舶(ろかい又は帆のみをもつて運転 するものを除く。)であつて、次のいづ れかに該当するもの イ 漁ろう設備を有するもの	域全	域全	域全	域全	域全	域全

三の五三	二の五三	五三	四三	三三	二三	一三	〇三	九二	八二	七二	六二	
(二) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつて情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書III上欄に掲げる化学物質	(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物(二)に掲げるものを除く。	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書C及び附属書Eに掲げる物質	冷凍のあさり、はまぐり及びいがいうなぎの稚魚	削除	削除	削除	しいたけ種菌	削除	削除	削除	削除	設備を有するもの ハ漁獲物の保藏の設備を有するもの (漁場において漁獲物を積み込むことができる設備を有するものに限る。)
第八十二号) 第二条第一項に規定する農業取締法(昭和二十三年法律	。除海の十度緯六南	国合衆	域全地				域全地					口漁獲物を原材料とする製品の製造
第三の五三	地域	全地	全地									ハ漁獲物の保藏の設備を有するもの

農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限り、農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。2から4までにおいて同じ。）のいずれかに該当する認められるものとして同法第四条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録を拒否された農薬

2 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその登録が取り消された農薬

3 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第九条第三項（同法第三十四条第六項において適用する場合を含む。）の規定に基づきその登録が取り消された農薬

4 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第十八条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬

（三）毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第三項に規定する特定毒物（（一）に掲げるものを除く。）

（四）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第八百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるものに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第二項第三号ロに該当するもの

(31) 振動試験装置及びその部分品	(30) ガスター・ビンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
(32) 石油精製用の装置及び触媒	(33) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部品
(34) 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するよう設計した装置	(35) 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
(36) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置	(37) 微小な電気機械システムの製造用の装置
(38) 水素(太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。)	(39) 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
(40) 電池の製造用の装置	(41) 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
(42) 量子收率の高い光検出器	(43) 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
(44) 電磁波による探知を困難にする機能向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料	(45) 導電性高分子、半導電性高分子及び電界暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品
(46) 警察用のヘルメット及び盾並びにこれら	(47) (48) の部分品 手錠、拘束衣その他の拘束のための器具 並びにその部分品及び附属品
(49) (50) 石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ	(51) 放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するように設計した装置
(52) 催涙剤、くしやみ剤及び爆薬並びに弾薬の他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品	(53) (54) 弾薬の他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品 指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク
(55) 個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置並びにこれらの部分品	(56) 放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置
(57) 電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリフレグ又はプリフォームの製造用の装置	(58) 複合材料に用いられる繊維
(59) ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット	(60) (61) トリメチレントリニトロアミンその他のエネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導爆線その他の火工品並びに気体の三つ化窒素
(62) (63) (64) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含むキット	(65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (7210) (7211) (7212) (7213) (7214) (7215) (7216) (7217) (7218) (7219) (7220) (7221) (7222) (7223) (7224) (7225) (7226) (7227) (7228) (7229) (7230) (7231) (7232) (7233) (7234) (7235) (7236) (7237) (7238) (7239) (72310) (72311) (72312) (72313) (72314) (72315) (72316) (72317) (72318) (72319) (72320) (72321) (72322) (72323) (72324) (72325) (72326) (72327) (72328) (72329) (72330) (72331) (72332) (72333) (72334) (72335) (72336) (72337) (72338) (72339) (72340) (72341) (72342) (72343) (72344) (72345) (72346) (72347) (72348) (72349) (72350) (72351) (72352) (72353) (72354) (72355) (72356) (72357) (72358) (72359) (72360) (72361) (72362) (72363) (72364) (72365) (72366) (72367) (72368) (72369) (72370) (72371) (72372) (72373) (72374) (72375) (72376) (72377) (72378) (72379) (72380) (72381) (72382) (72383) (72384) (72385) (72386) (72387) (72388) (72389) (72390) (72391) (72392) (72393) (72394) (72395) (72396) (72397) (72398) (72399) (723100) (723101) (723102) (723103) (723104) (723105) (723106) (723107) (723108) (723109) (723110) (723111) (723112) (723113) (723114) (723115) (723116) (723117) (723118) (723119) (723120) (723121) (723122) (723123) (723124) (723125) (723126) (723127) (723128) (723129) (723130) (723131) (723132) (723133) (723134) (723135) (723136) (723137) (723138) (723139) (723140) (723141) (723142) (723143) (723144) (723145) (723146) (723147) (723148) (723149) (723150) (723151) (723152) (723153) (723154) (723155) (723156) (723157) (723158) (723159) (723160) (723161) (723162) (723163) (723164) (723165) (723166) (723167) (723168) (723169) (723170) (723171) (723172) (723173) (723174) (723175) (723176) (723177) (723178) (723179) (723180) (723181) (723182) (723183) (723184) (723185) (723186) (723187) (723188) (723189) (723190) (723191) (723192) (723193) (723194) (723195) (723196) (723197) (723198) (723199) (723200) (723201) (723202) (723203) (723204) (723205) (723206) (723207) (723208) (723209) (723210) (723211) (723212) (723213) (723214) (723215) (723216) (723217) (723218) (723219) (723220) (723221) (723222) (723223) (723224) (723225) (723226) (723227) (723228) (723229) (723230) (723231) (723232) (723233) (723234) (723235) (723236) (723237) (723238) (723239) (723240) (723241) (723242) (723243) (723244) (723245) (723246) (723247) (723248) (723249) (723250) (723251) (723252) (723253) (723254) (723255) (723256) (723257) (723258) (723259) (723260) (723261) (723262) (723263) (723264) (723265) (723266) (723267) (723268) (723269) (723270) (723271) (723272) (723273) (723274) (723275) (723276) (723277) (723278) (723279) (723280) (723281) (723282) (723283) (723284) (723285) (723286) (723287) (723288) (723289) (723290) (723291) (723292) (723293) (723294) (723295) (723296) (723297) (723298) (723299) (723300) (723301) (723302) (723303) (723304) (723305) (723306) (723307) (723308) (723309) (723310) (723311) (723312) (723313) (723314) (723315) (723316) (723317) (723318) (723319) (723320) (723321) (723322) (723323) (723324) (723325) (723326) (723327) (723328) (723329) (723330) (723331) (723332) (723333) (723334) (723335) (723336) (723337) (723338) (723339) (723340) (723341) (723342) (723343) (723344) (723345) (723346) (723347) (723348) (723349) (723350) (723351) (723352) (723353) (723354) (723355) (723356) (723357) (723358) (723359) (723360) (723361) (723362) (723363) (723364) (723365) (723366) (723367) (723368) (723369) (723370) (723371) (723372) (723373) (723374) (723375) (723376) (723377) (723378) (723379) (723380) (723381) (723382) (723383) (723384) (723385) (723386) (723387) (723388) (723389) (723390) (723391) (723392) (723393) (723394) (723395) (723396) (723397) (723398) (723399) (723400) (723401) (723402) (723403) (723404) (723405) (723406) (723407) (723408) (723409) (723410) (723411) (723412) (723413) (723414) (723415) (723416) (723417) (723418) (723419) (723420) (723421) (723422) (723423) (723424) (723425) (723426) (723427) (723428) (723429) (723430) (723431) (723432) (723433) (723434) (723435) (723436) (723437) (723438) (723439) (723440) (723441) (723442) (723443) (723444) (723445) (723446) (723447) (723448) (723449) (723450) (723451) (723452) (723453) (723454) (723455) (723456) (723457) (723458) (723459) (723460) (723461) (723462) (723463) (723464) (723465) (723466) (723467) (723468) (723469) (723470) (723471) (723472) (723473) (723474) (723475) (723476) (723477) (723478) (723479) (723480) (723481) (723482) (723483) (723484) (723485) (723486) (723487) (723488) (723489) (723490) (723491) (723492) (723493) (723494) (723495) (723496) (723497) (723498) (723499) (723500) (723501) (723502) (723503) (723504) (723505) (723506) (723507) (723508) (723509) (723510) (723511) (723512) (723513) (723514) (723515) (723516) (723517) (723518) (723519) (723520) (723521) (723522) (723523) (723524) (723525) (723526) (723527) (723528) (723529) (723530) (723531) (723532) (723533) (723534) (723535) (723536) (723537) (723538) (723539) (723540) (723541) (723542) (723543) (723544) (723545) (723546) (723547) (723548) (723549) (723550) (723551) (723552) (723553) (723554) (723555) (723556) (723557) (723558) (723559) (723560) (723561) (723562) (723563) (723564) (723565) (723566) (723567) (723568) (723569) (723570) (723571) (723572) (723573) (723574) (723575) (723576) (723577) (723578) (723579) (723580) (723581) (723582) (723583) (723584) (723585) (723586) (723587) (723588) (723589) (723590) (723591) (723592) (723593) (723594) (723595) (723596) (723597) (723598) (723599) (723600) (723601) (723602) (723603) (723604) (723605) (723606) (723607) (723608) (723609) (723610) (723611) (723612) (723613) (723614) (723615) (723616) (723617) (723618) (723619) (723620) (723621) (723622) (723623) (723624) (723625) (723626) (723627) (723628) (723629) (723630) (723631) (723632) (723633) (723634) (723635) (723636) (723637) (723638) (723639) (723640) (723641) (723642) (723643) (723644) (723645) (723646) (723647) (723648) (723649) (723650) (723651) (723652) (723653) (723654) (723655) (723656) (723657) (723658) (723659) (723660) (723661) (723662) (723663) (723664) (723665) (723666) (723667) (723668) (723669) (723670) (723671) (723672) (723673) (723674) (723675) (723676) (723677) (723678) (723679) (723680) (723681) (723682) (723683) (723684) (723685) (723686) (723687) (723688) (723689) (723690) (723691) (723692) (723693) (723694) (723695) (723696) (723697) (723698) (723699) (723700) (723701) (723702) (723703) (723704) (723705) (723706) (723707) (723708) (723709) (723710) (723711) (723712) (723713) (723714) (723715) (723716) (723717) (723718) (723719) (723720) (723721) (723722) (723723) (723724) (723725) (723726) (723727) (723728) (723729) (723730) (723731) (723732) (723733) (723734) (723735) (723736) (723737) (723738) (723739) (7237340) (7237341) (7237342) (7237343) (7237344) (7237345) (7237346) (7237347) (7237348) (7237349) (7237350) (7237351) (7237352) (7237353) (7237354) (7237355) (7237356) (7237357) (7237358) (7237359) (7237360) (7237361) (7237362) (7237363) (7237364) (7237365) (7237366) (7237367) (7237368) (7237369) (72373610) (72373611) (72373612) (72373613) (72373614) (72373615) (72373616) (72373617) (72373618) (72373619) (72373620) (72373621) (72373622) (72373623) (72373624) (72373625) (72373626) (72373627) (72373628)

(4) 物及び過酸化水素

ロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドロジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩のもの

(v) コロイド状貴重金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスク並びにインキのうち、次に掲げるもの

(i) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体

(ii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品

(iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーベーク顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品

(iv) ルミニノホアとして使用する種類の合成了有機物

(v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフレットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

(vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料

(vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペースト状の顔料及び小売用の形状又は包装した染料その他の着色料

(viii) ガラス用又は接着木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他マスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内的壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

(ix) 印刷用インキ

調製潤滑剤及び紡織用織維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用的種類の調製品

(6) 変性でん粉及び膠着剤のうち、次に掲げるもの

(7) (i) デキストリンその他の変性でん粉
調製膠着剤その他の調製接着剤

(ii) 写真用又は映画用のプレート、フィルム
その他の材料

(8) (i) 化学工業生産品のうち、次に掲げるもの
コロイド状又は半コロイド状の黒鉛

(ii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩

(iii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ビッチ及びブルーワーズビッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ビッチをもととしたもの

(iv) 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品

(v) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフレックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品

(vi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤

(vii) ガム用又はプラスチック用の複合した可塑剤

(viii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾

(ix) 有機の配合溶剤、配合シンナー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤

(x) 反応開始剤、反応促進剤及び調製媒

(xi) 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品

(xii) 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン

(xiii) 元素又は化合物を電子工業用にドープ処理したもの

(xvi)	調製液
(xv)	調製不凍液及び調製解凍液
(xii)	トール油脂肪酸
(xi)	鉄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化成品及び調製品
(xiii)	廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物
(xiv)	バイオディーゼル及びその混合物
(xvii)	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン誘導体を含有する混合物
(xviii)	プラスチック及びその製品のうち、次に掲げるもの
(i)	エチレン—アルファ—オレフィン共重合体
(ii)	プロピレンその他のオレフィンの重合体
(iii)	スチレンの重合体
(iv)	ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体
(v)	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体
(vi)	アクリル重合体
(vii)	ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル
(viii)	ポリアリミド
(ix)	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン
(x)	セルロース及びその化学的誘導体
(xi)	スチレンの重合体のくず
(xii)	プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ
(xiii)	プラスチック製の浴槽、シャワーパーツ、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

(10) 構及び戸の敷居
ゴム及びその製品のうち、次に掲げるもの

(i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらのものと天然ゴム又は天然ゴムとの混合物

(ii) 配合ゴム

(iii) ゴム製の板、シート及びストリップ

(iv) ゴム製の管及びホース

(v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング

(vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ

(vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツショントイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフランプ

(viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他の一連

(11) 木材及びその製品のうち、次に掲げるるもの

(i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ぱり用單板及び合板用单板並びにこれらに類する積層木材用单板

(ii) 木質の材料の纖維板

(iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材

(iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

(v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル

(12) 天然ゴルクの製品並びに凝集ゴルク及びその製品

(13) 木材パルプ、織維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げる

(i) 機械木材パルプ

(ii)	ソーダバルブ、硫酸塩バルブ及び亜硫酸バルブ
(iii)	機械的及び化学的バルブ工程の組み合
(iv)	わせにより製造した木材バルブ
(v)	古紙バルブ及びその他の繊維素織維を原料とするバルブ
(vi)	古紙
(vii)	紙及び板紙並びに製紙用バルブ、紙又は板紙の製品のうち、次に掲げるもの
(i)	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙
(ii)	クラフト紙及びクラフト板紙
(iii)	ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙
(iv)	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
(v)	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙
(vi)	コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙
(vii)	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他複写紙及び転写紙
(viii)	一面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙
(ix)	塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形のシート状の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース織維のウエーブ
(x)	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びビニルスペーカー
(xi)	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース
(xii)	製紙用バルブ製、紙製又は板紙製のボン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類

(14)	ソーダバルブ、硫酸塩バルブ及び亜硫酸バルブ
(15)	機械的及び化学的バルブ工程の組み合
(16)	わせにより製造した木材バルブ
(17)	古紙バルブ及びその他の繊維素織維を原料とするバルブ
(18)	古紙
(19)	紙及び板紙並びに製紙用バルブ、紙又は板紙の製品のうち、次に掲げるもの
(20)	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙
(21)	クラフト紙及びクラフト板紙
(22)	ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙
(23)	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙
(24)	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
(25)	接着剤を用いて張り合わせた紙及び板紙
(26)	コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙
(27)	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他複写紙及び転写紙
(28)	一面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙
(29)	塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形のシート状の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース織維のウエーブ
(30)	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びビニルスペーカー
(31)	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース
(32)	製紙用バルブ製、紙製又は板紙製のボン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類

(15)	特定の大きさ又は形状に切った紙、板紙、セルロースウェーブディング及びセルロース織維のウェーブ並びに盆その他の製紙用バルブ、紙、板紙、セルロースウェーブディング又はセルロース織維のウェーブの製品
(16)	設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの
(17)	カーボン、又はコードした羊毛、織物毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び毛糸並びに羊毛製又は纖獸毛製の梳毛織物
(18)	コイヤヤーンその他の植物性紡織用織維の糸及び紙糸
(19)	人造織維の長織維並びに人造織維の織物及びストリップその他これに類する人造織維の单織維及び合成織維材料のストリップその他これに類する物品
(20)	再生織維又は半合成織維の長織維の糸
(21)	合成織維の单織維及び合成織維材料のストリップその他これに類する物品
(22)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(23)	カーボン、又はコードした羊毛、織物毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び毛糸並びに羊毛製又は纖獸毛製の梳毛織物
(24)	コイヤヤーンその他の植物性紡織用織維の糸及び紙糸
(25)	人造織維の長織維並びに人造織維の織物及びストリップその他これに類する人造織維の糸を平行に並べた層を接着剤又は熱溶融により結合したもの
(26)	接着剤又は熱溶融により結合したもの
(27)	人造織維の短織維及びその織物のうち、これに類する硬化紡織用織維の糸
(28)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(29)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(30)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(31)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(32)	接着剤により接着したたて糸のみから成る綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物

(15)	覆した紡織用織維の糸及び合成織維、再生織維又は半合成織維の材料のストリップその他これに類する物品
(16)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(17)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(18)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(19)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(20)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(21)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(22)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(23)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(24)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(25)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(26)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(27)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(28)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(29)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(30)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(31)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物
(32)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び綿及び綿織物

(32) 銅製の座金 ニッケル及びその製品のうち、次に掲げるもの

(i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく
ト、他のニッケル製品

(ii) ニッケル製の管及び管用継手
ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他のニッケル製品

(iii) アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの
アルミニウムの線
アルミニウム合金の板、シート及びストリップ
裏張りしたアルミニウムのはく

(iv) アルミニウム製の構造物及びその部分
品並びに構造用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

(v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器

(vi) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

(vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器

(viii) アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コツターノ、コツターピン、座金その他これらに類する製品

(ix) 鉛の板シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク

(x) 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはくすずの塊、棒、形材及び線並びにすず製の管その他のすず製品

(xi) タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニアウム及びレニウム並びにこれらの製品

(xii) 単金属製品のうち、次に掲げるもの
帶のこぎりの卑金属製のブレード

(ii) 卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具

(iii) 機械用又は器具用の卑金属製のナイフ及び刃

(iv) 卑金属製の鍵及び自動車に使用する種類の錠

(v) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これに類する物品

(vi) 卑金属製のフレキシブルチューブ

(vii) 卑金属製の栓、蓋、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品

(viii) ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるものはセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれららの部分品

(ix) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの部分品

(x) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品

(xi) 蒸気タービン及びその部分品

(xii) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品

(xiii) 液体タービン及び水車並びにこれらの部分品

(xiv) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品

(xv) 反動エンジン、液体原動機、气体原動機その他の原動機及びその部分品

(xvi) 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品

(xvii) 真空ポンプ及び气体ポンプ、真空ポンプ、气体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キヤビネットの部分品

(iii)	エアコンディショナー
(iv)	炉用バーナー及びメカニカルストーカー
(v)	一並びにこれらの部分品
(vi)	炉及びその部分品
(vii)	冷蔵用又は凍結用の機器
(viii)	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯藏式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品
(ix)	カレンダーその他のロール機の部分品
(x)	遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品
(xi)	噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品
(xii)	ブリーラックル、ホイスト、ウインチ及びキヤブスタン
(xiii)	デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラップドルキヤリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品
(xiv)	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品
(xv)	昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械及びこれらの部分品
(xvi)	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品
(xvii)	移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品
(xviii)	繊維素織維を原料とするバルブの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
(xix)	製本用機械の部分品

[iii]	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
[iii]	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品
[iii]	印刷機並びにその部分品及び附属品
[iii]	人造織維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械並びにこれらの部分品及び附属品
[iii]	紡績準備機械、紡織用纖維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用纖維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジングルヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（これらは部分品及び附属品を含む。）並びに部品及び附属品
[iii]	洗净用、清淨用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にベーストを被覆する機械及び紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
[iii]	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機並びにこれらの部分品
[iii]	金属圧延機及びそのロール
[iii]	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアーケを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機並びにこれらの部分品及び附属品
[iii]	金属加工用のマニニングセンサー、二ットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスマーチン

(iii) 旋盤並びにその部分品及び附属品

(iv) 金属用のボール盤 中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの中ぐり盤、ねじ立て盤並びに磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品

(v) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤並びにその部分品及び附属品

(vi) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

(vii) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォアーレディングマシン、ストレートニンギングマシン、フラットニンギングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品

(viii) 引抜き機、ねじ旋造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

(ix) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(x) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(xi) ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自藏する手持工具並びにこれらの部分品

(xii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品

(xiii) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機器

(1) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、
封入用、帶掛け用、開封用、封止用又は
封印用の機械及び郵便切手の張付け用又
は消印用の機械並びにこれらの機械その
他の事務用機器の部分品及び附属品

(ii) 計算機、データを記録し、再生し、及
び表示するポケットサイズの機械若しく
は会計機、郵便料金計機、切符発行機そ
の他これらに類する計算機構を有する機
械又は金銭登録機の部分品及び附属品

(iii) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄
機、破碎機、粉碎機、混合機、捏ね機、
凝結機、成形機及び鑄物用砂型の造型機
械並びにこれららの部分品

(iv) 電球、電子管、せん光電球その他のガ
ラス封入管の組立て用機械及びガラス又
はその製品の製造用又は熱間加工用の機
械並びにこれららの部分品

(v) ゴム又はプラスチックの加工機械及び
ゴム又はプラスチックを材料とする物品
の製造機械並びにこれららの部分品

(vi) 土木事業、建築その他これらに類する
用途に供する機械、プレスその他の木材
又はコルクの処理用機械、産業用ロボット
とその他の機械類及びその部分品並びに
動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油
脂の抽出用又は調製用の機械、網又はケ
ーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置
置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品

(vii) 金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、铸造
用バターン及び金属、金属炭化物、ガラ
ス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチック
の成形用の型

(viii) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝
動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃が
し弁

(ix) 分品

(x) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部
品

<p>(i) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品</p> <p>(ii) トランسفォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品</p> <p>(iii) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカッブリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品</p> <p>(iv) 一次電池及びその部分品</p> <p>(v) 蓄電池及びその部分品</p>	<p>(vi) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部</p>	<p>(vii) ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これらに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール</p>	<p>(viii) 積層造形用の機械及びその部分品</p> <p>(ix) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部品及び附属品</p>	<p>(x) 分品</p>
---	---	--	---	---------------

(vi)	電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品	機器及びこれらの部分品
(vii)	工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品	機器及びこれらの部分品
(viii)	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品	機器及びこれらの部分品
(ix)	音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部品	機器及びその部分品並びにこれらの部分品
(x)	電熱用抵抗体	電熱用抵抗体
(xi)	不揮発性半導体記憶装置	不揮発性半導体記憶装置
(xii)	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品
(xiii)	隔離御機器並びにこれらの部分品	隔離御機器並びにこれらの部分品
(xiv)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(xv)	ラジオ放送用受信機及びその部分品	ラジオ放送用受信機及びその部分品
(xvi)	フラットパネルディスプレイモジュールの部分品	フラットパネルディスプレイモジュールの部分品
(xvii)	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品
(xviii)	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品
(xix)	電気抵抗器及びその部分品	電気抵抗器及びその部分品
(xx)	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバ用若しくは光ファイバケーブル用の接続子の部分品	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバ用若しくは光ファイバケーブル用の接続子の部分品
(xxi)	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キヤビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれら	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キヤビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれら
(xxii)	印刷回路	印刷回路
(xxiii)	車両	車両
(xxiv)	電気機器の電気絶縁用物品並びに電線	電気機器の電気絶縁用物品並びに電線
(xxv)	炭素ブラン用導管及びその継手	炭素ブラン用導管及びその継手
(xxvi)	機器の電気式部分品	機器の電気式部分品
(xxvii)	電気電子機器のくず	電気電子機器のくず
(xxviii)	鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両のうち、次に掲げるもの	鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両のうち、次に掲げるもの
(xxix)	鉄道用又は軌道用の貨車	鉄道用又は軌道用の貨車
(xxx)	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの
(xxxi)	セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクタ	セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクタ
(xxii)	乗用自動車その他の自動車	乗用自動車その他の自動車
(xxiii)	特殊用途自動車	特殊用途自動車
(xxiv)	貨物自動車	貨物自動車
(xxv)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品
(xxvi)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(xxvii)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
(xxviii)	写真用又は映画用の材料の現像、焼付	写真用又は映画用の材料の現像、焼付
(xxix)	スコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び附属品	スコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び附属品
(xxxi)	レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品	レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xxii)	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部品及び附属品のうち、次に掲げるもの	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(xxiii)	これらの車両又はその他の車両の部分品	これらの車両又はその他の車両の部分品
(xxiv)	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部品及び附属品	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部品及び附属品
(41)	(42)	(43)
(i)	(i)	(i)
(ii)	(ii)	(ii)
(iii)	(iii)	(iii)
(iv)	(iv)	(iv)
(v)	(v)	(v)
(vi)	(vi)	(vi)
(vii)	(vii)	(vii)
(viii)	(viii)	(viii)
(ix)	(ix)	(ix)
(x)	(x)	(x)
(xi)	(xi)	(xi)
(xii)	(xii)	(xii)
(xiii)	(xiii)	(xiii)
(xiv)	(xiv)	(xiv)
(xv)	(xv)	(xv)
(xvi)	(xvi)	(xvi)
(xvii)	(xvii)	(xvii)
(xviii)	(xviii)	(xviii)
(xix)	(xix)	(xix)
(xx)	(xx)	(xx)
(xxi)	(xxi)	(xxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)
(xxxi)	(xxxi)	(xxxi)
(xxii)	(xxii)	(xxii)
(xxiii)	(xxiii)	(xxiii)
(xxiv)	(xxiv)	(xxiv)
(xxv)	(xxv)	(xxv)
(xxvi)	(xxvi)	(xxvi)
(xxvii)	(xxvii)	(xxvii)
(xxviii)	(xxviii)	(xxviii)
(xxix)	(xxix)	(xxix)</

